

研究開発施設立地促進助成金（半導体関連業）

交付内容

1 設置〔新設・増設・市内移転〕

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）

期 間：**3年間**（加算地域**+1年**、重点加算地域**+2年**）

【加算地域】

○南吉成リサーチパーク パークシティ南吉成地区計画のうち研究・開発・産業施設地区

○泉インターシティ 泉大沢地区計画のうち研究・開発・工業施設地区及び業務施設地区

【重点加算地域】

○都心部 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

○青葉山 東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区

○星陵 東北大学星陵キャンパス地区

○片平 東北大学片平キャンパス地区

2 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員（**市内在住**）1人につき**100万円**を加算（限度額：なし）

新規雇用又は異動の正社員（**市外在住**）1人につき**10万円**を加算（限度額：**5,000万円**）

※新規雇用・異動の正社員（市内在住）が5人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは？

[1] 仙台都市圏に住所を有する [2] 1年以上の継続雇用 [3] 社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

仙台都市圏とは？

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村をいいます。

交付対象

〔研究開発施設〕

日本標準産業分類表に掲げる大分類E－製造業、大分類G－情報通信業又は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち細分類7114－医学・薬学研究所に該当する事業所であって、研究又は開発を行うことを目的とした事業所

〔半導体関連業〕

日本標準産業分類表に掲げる大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち細分類7441－商品検査業、細分類7442－非破壊検査業、細分類7459－その他の計量証明又は細分類7499－その他の技術サービス業に該当する事業所であって、半導体の製造に関連する事業を行うことを目的とした事業所

交付要件

投下固定資産相当額1,000万円以上

○取得：取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

○賃借：月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡（サービスオフィスの場合、31,000円/㎡）です。

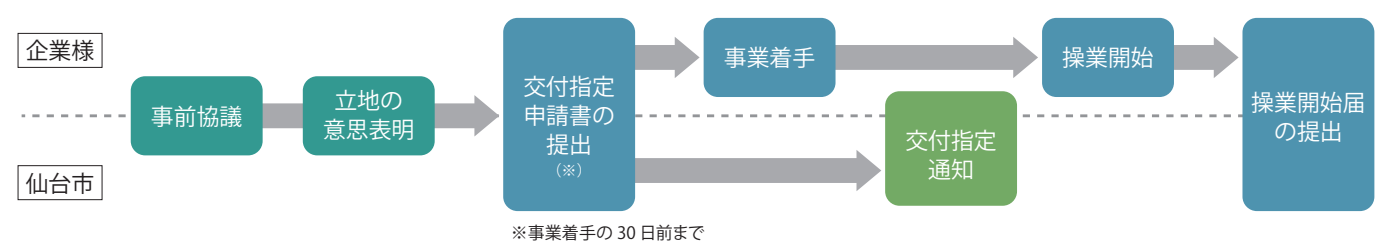
○交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

申請手続き

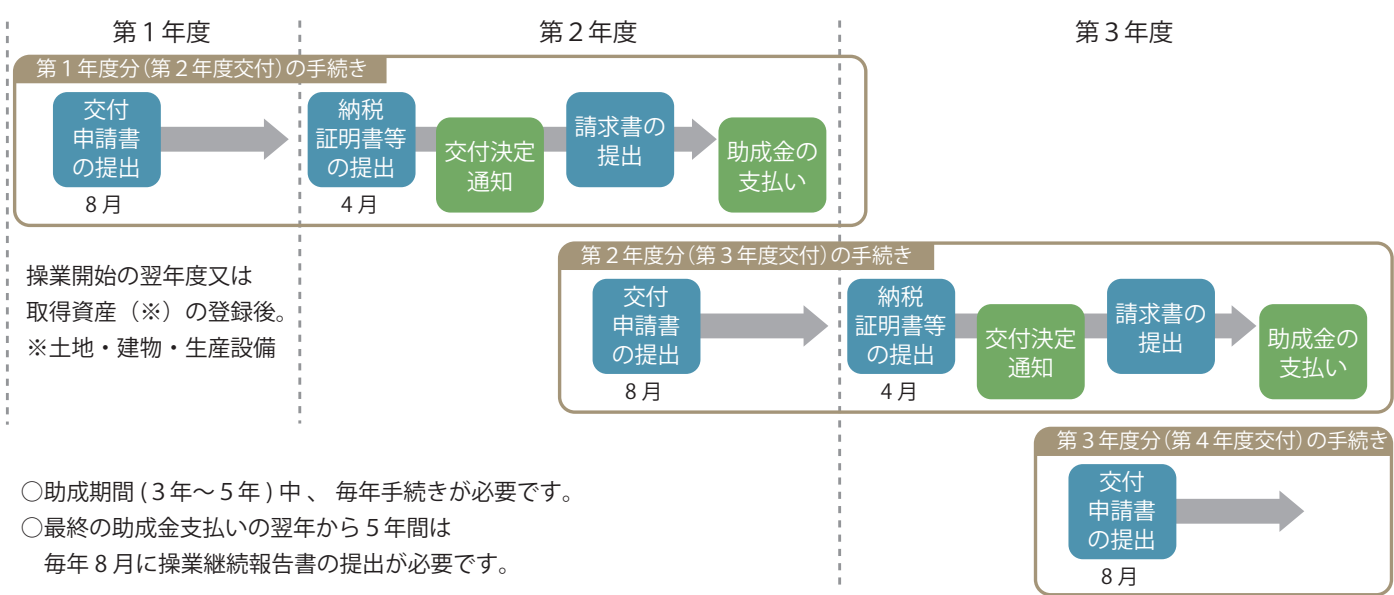
○助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

○助成金の**最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例

試算条件	投下固定資産相当額	10,000円/坪×50坪×70(係数) = <u>35,000,000円</u>
入居施設坪単価:10,000円 ※消費税及び共益費を除く 賃借スペース:50坪 新規雇用:20人(正社員)	基本助成金額	35,000,000円×1.7%(税率) = 590,000円(万円未満切捨) 590,000円×3年間 = <u>1,770,000円</u> ※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したもの。
交付要件	雇用加算	(正社員)1,000,000円×20人 = <u>20,000,000円</u> ※要件:市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付
投下固定資産相当額 1,000万円以上	総額	1,770,000円 + 20,000,000円 = <u>21,770,000円</u>

